

平成十三年法律第二百三十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四条）
第三章 発信者情報の開示請求等（第五条・第七条）
第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条～第十九条）
附則 第一章 総則

（趣旨）
この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一条）この法律は、当該各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（第二条）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（第三条）特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによつて生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

（第四条）前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

（第五条）特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下この条において「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名譽を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。次号において同じ。）から、当該名譽を侵害したとする情報（以下この条において「名譽侵害情報」という。）が侵害された旨、名譽が侵害されたりとした理由及び当該名譽侵害情報が特定文書図画に係るものであることを知つて、当該特定電気通信役務提供者が該当するとき、特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報をであつて専ら侵害関連通信に係るものとし総務省令で定めるものをいう。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれに該当するとき、特定発信者情報についても該当するとき、特定発信者情報についても該当するときは、それ

五 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。

六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。

七 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。

八 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。

九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

（第二章）損害賠償責任の制限

（第三条）特定電気通信による情報の流通によって自己の名譽を侵害されたとする公職の候補者等から、名譽侵害情報等及び名譽侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対する送信があった場合で、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されないとき。

（第四条）特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るもの（以下この条において「特定文書図画」といいう。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

（第五条）特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下この条において「特定文書図画」といいう。）に係るものの流通によって自己の名譽を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。次号において同じ。）から、当該名譽を侵害したとする情報（以下この条において「名譽侵害情報」といいう。）が侵害された旨、名譽が侵害されたりとした理由及び当該名譽侵害情報が特定文書図画に係るものであることを知つて、当該特定電気通信役務提供者が該当するとき、特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報をであつて専ら侵害関連通信に係るものとし総務省令で定めるものをいう。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれに該当するとき、特定発信者情報についても該当するとき、特定発信者情報についても該当するときは、それ

| |
|--|
| 口 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する場合を除く。その旨 |
| 二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」とい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。 |
| 2 前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立てが第十五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 |
| 3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者に該当する場合は、当該消去禁止命令に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。 |
| 一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件につ |

| |
|--|
| いての前条第一項に規定する決定に対しても同様に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。 |
| 二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。 |
| 4 提供命令の申立ては、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。 |
| 5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即时抗告をすることができ（消去禁止命令）。 |

| |
|---|
| 第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十一条第一項に規定する決定に対しても同様に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。）を消去してはならない旨を命ずることができる。 |
| 第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七條、第四十条及び第四十一條の二の規定は、適用しない。 |
| 附則（最高裁判所規則） |
| この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| （施行期日）抄 |

| |
|---|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第二百四十二条の四第二項、第四項及び第五項（第一項及び第五項にあっては、通知に係る部分に限る。）、第五百二十二条、第二百二十九条並びに第二百七十三条の六の規定を除く。）及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第二百三十七号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日（公示の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。） |
| 附則（令和四年五月二十五日法律第四八〇号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第二百四十二条の四第二項、第四項及び第五項（第一項及び第五項にあっては、通知に係る部分に限る。）、第五百二十二条、第二百二十九条並びに第二百七十三条の六の規定を除く。）及び附則第六条の規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決 |
| 定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等に |

より閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十二条に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の第十第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第二百十二条、第二百十五条及び第二百十七条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（号）抄
附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
二 公布の日